

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所（あるいは地域振興局等）を經由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設または介護老人保健施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が申請する場合には、その開設する居宅介護支援事業者ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく開設許可証等に記載されている正式な名称を記載してください。
- 3 「開設者」欄は、開設者が個人の場合には、開設者本人の氏名、生年月日、住所を記載してください。開設者が法人の場合には、氏名欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、住所欄には法人の所在地を記載してください（法人の場合には、生年月日の記載は不要です）。
- 4 「管理者」欄は、当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所を記載してください。
- 5 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード、薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、その全てを記載してください。
- 6 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業所を記載してください。
- 7 「既に指定を受けている事業又は施設」欄は、今回指定申請する施設又は事業所以外に、既に生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を受けている事業又は施設がある場合に、当該事業又は施設の種類及び当該指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。
- 8 「介護保険法の指定を受けている事業又は施設」欄は、今回指定申請する施設又は事業所に関する介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。
- 9 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 10 「利用者定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 11 「サービス費用基準以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。
なお、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護については、入居にかかる利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 12 申請者（開設者）の署名は、法人の場合には、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。